

# 養豚をめぐる情勢

平成17年7月

農林水産省生産局畜産部

## 目 次

I 豚肉需給と流通をめぐる情勢		IV 養豚経営における環境問題	
1 豚肉需給等の動向		1 家畜排せつ物発生量の推移	… 1 5
(1) 豚肉の需給(消費、需要、供給、輸入等)	… 1	2 家畜排せつ物の処理・利用の現状	… 1 5
(2) 豚肉の価格	… 3	3 畜種別にみた家畜排せつ物発生量	… 1 5
(3) 豚肉の流通	… 4	4 法律施行状況調査結果の概要	… 1 5
2 豚肉に係る国際動向	… 5	5 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果	… 1 6
II 生産及び経営をめぐる情勢		V 家畜衛生をめぐる情勢	
1 経営の動向		1 豚の伝染性疾病の発生状況	
(1) 生産額	… 6	(1) 最近の豚の伝染性疾病の発生状況	… 1 7
(2) 生産構造		(2) 豚の慢性疾病の発生状況	… 1 8
①飼養戸数、飼養頭数	… 6	2 豚コレラ撲滅対策	… 1 9
②地域別飼養動向	… 7	3 オーエスキー病の防疫対策について	… 2 0
(3) 養豚経営の収益性	… 7	4 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定	… 2 1
2 養豚経営における担い手確保について	… 8		
3 畜舎建築基準の緩和について	… 9		
III 飼 料			
1 飼料の需給	… 1 1		
2 遺伝子組換え飼料	… 1 2		
3 「飼料自給率向上プロジェクト」について	… 1 3		
4 食品廃棄物の飼料化の推進	… 1 4		

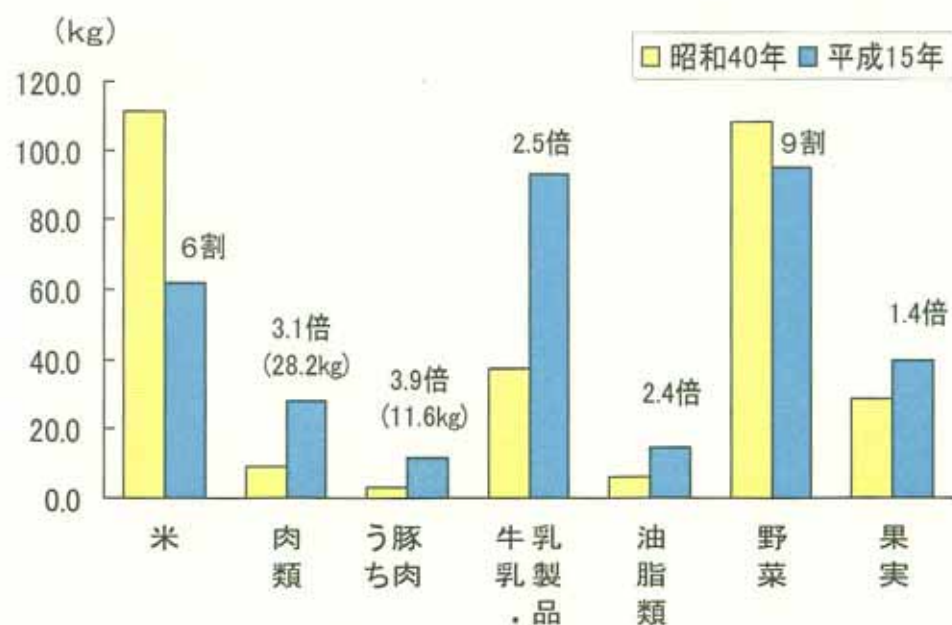
# I 豚肉需給と流通をめぐる情勢

## 1 豚肉需給等の動向

### (1) 豚肉の需給(消費、需要、供給、輸入等)

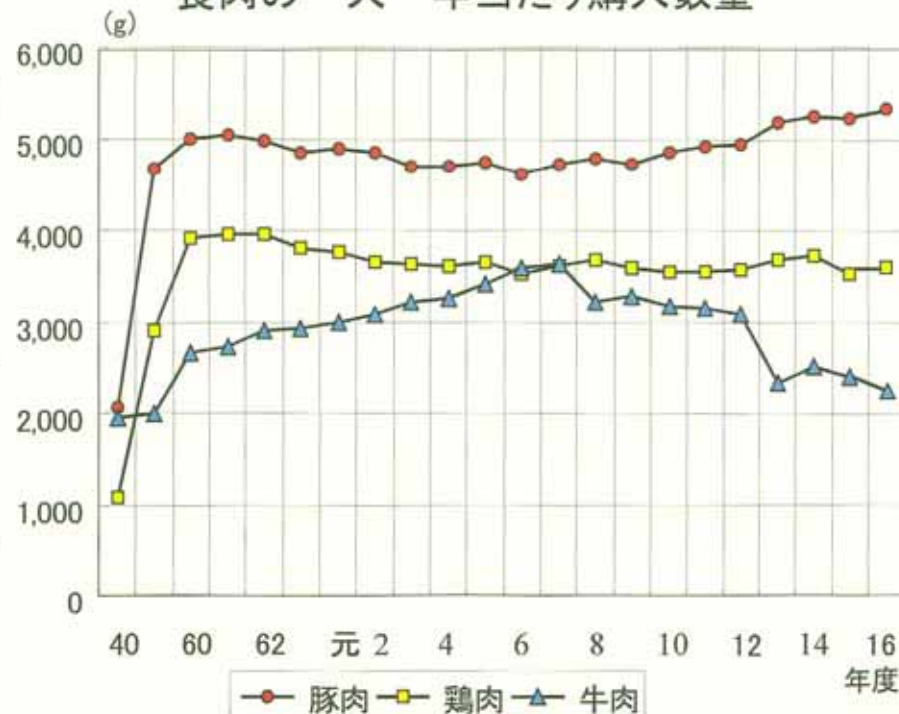
- ・畜産物については、多様化する国民食生活の中で消費量が大幅に増大。
- ・豚肉については、食肉の中で消費量が多く、食生活上不可欠な食材としてその地位を確保。

食料消費の変化(国民1人・1年当たり供給純食料)



資料:農林水産省「食料需給表」

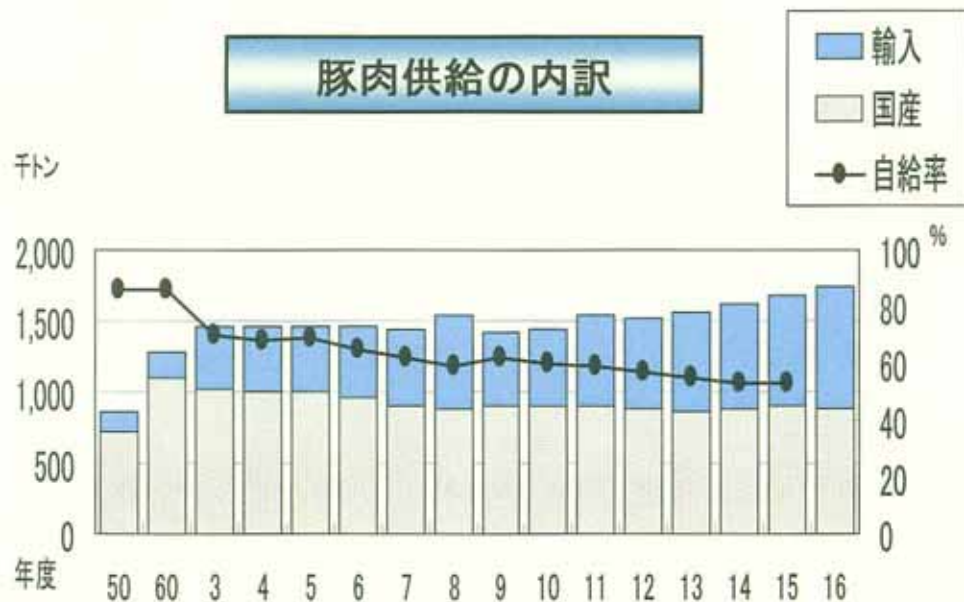
食肉の一人一年当たり購入数量



資料:総務省「家計調査年報」

- ・ 豚肉輸入量は、消費量が増加する中で、増加傾向で推移。その結果、豚肉の自給率は低下傾向で推移。(豚肉の重量ベース自給率: 53%、カロリーベース自給率: 5.3%(平成15年))
- ・ 消費量は、13年度以降は、13年9月の我が国におけるBSE発生による牛肉の代替需要等により増加傾向で推移。15年度も、米国におけるBSE発生、国内外の鳥インフルエンザ発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により増加し、対前年度比 2.4%増。16年度は、米国产牛肉の代替需要等により、対前年度比3.5%増。
- ・ 国産豚肉は家計仕向割合が高く、輸入豚肉は加工及びその他の仕向割合が高い。

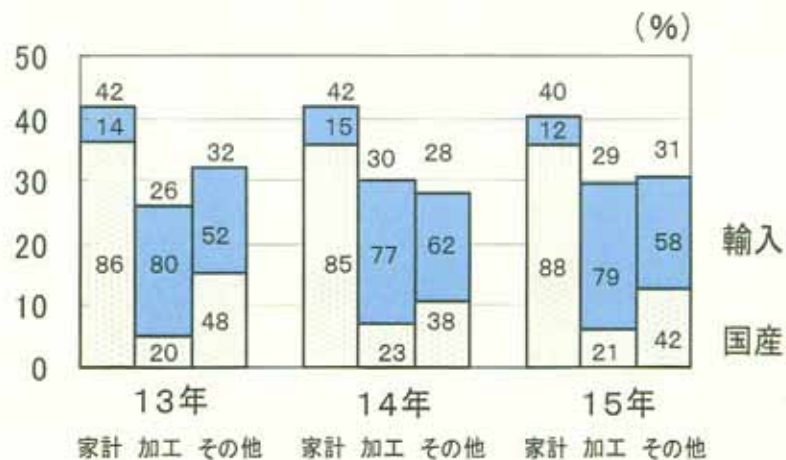
### 豚肉供給の内訳



資料: 農林水産省「食料需給表」、「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注: 15年度の自給率は概算値である。

### 国産豚肉の用途別供給量

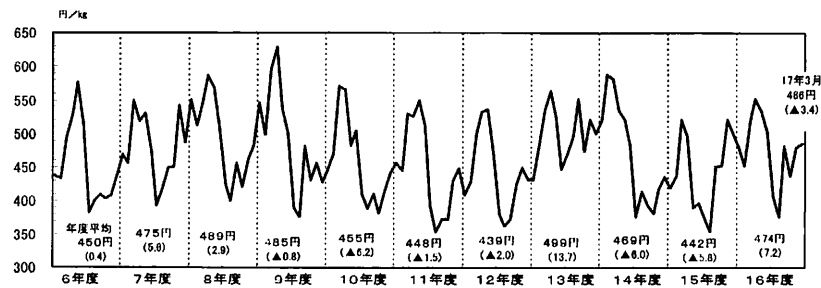


資料: 生産局畜産部推計

## (2) 豚肉の価格

- ・ 豚肉の卸売価格は、季節により大きく変動するが、過去5ヶ年間の平均価格は465円/kg。
- ・ 13年度は、我が国でのBSE発生により、10月以降牛肉の代替需要から価格は上昇した。14年9月以降は牛肉需要が回復する中で出荷頭数の増加等に伴い弱含みで推移。
- ・ 15年度は、12月の米国産牛肉の輸入停止等に伴う牛肉の代替需要から価格の上昇が見られた。
- ・ 16年度は、引き続き米国産牛肉の輸入停止措置の影響等により堅調に推移し、前年度に比べ7.2%上回った。
- ・ 国産豚肉の小売価格は、最近では230円/100g台で堅調に推移。また、輸入豚肉は170円/100g台前後で推移。

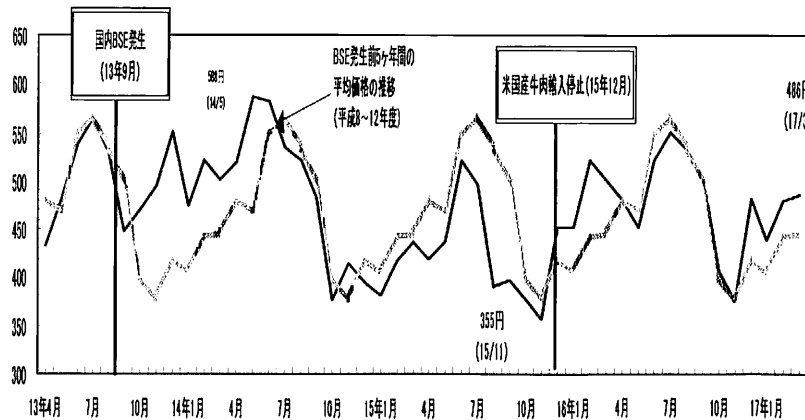
豚肉卸売価格の推移(東京・大阪加重平均)



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注1:価格は東京及び大阪の食肉中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値(省令価格)

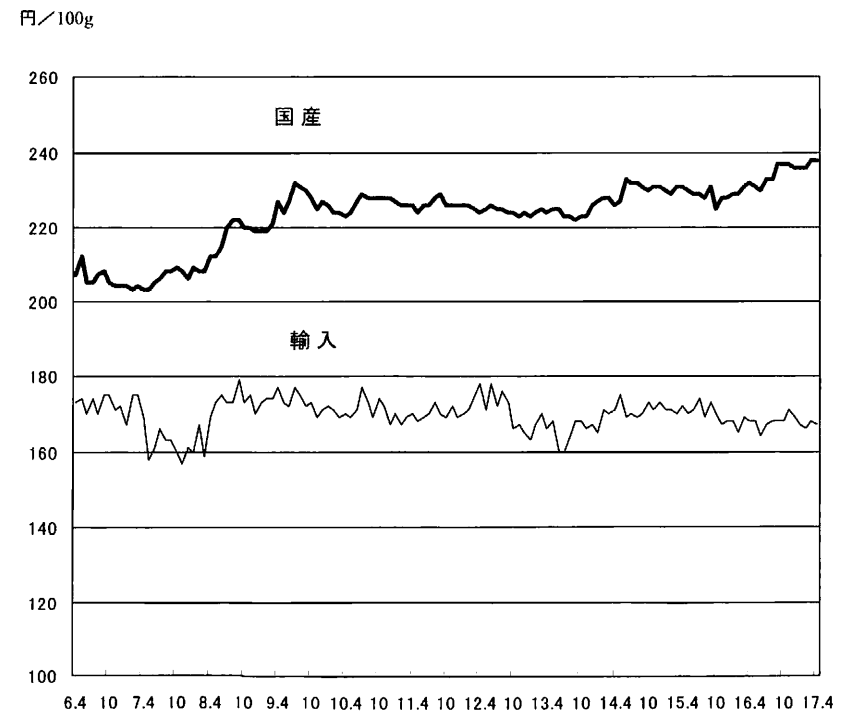
注2:( )内は対前年増減比



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

注:価格は東京及び大阪の食肉中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値(省令価格)

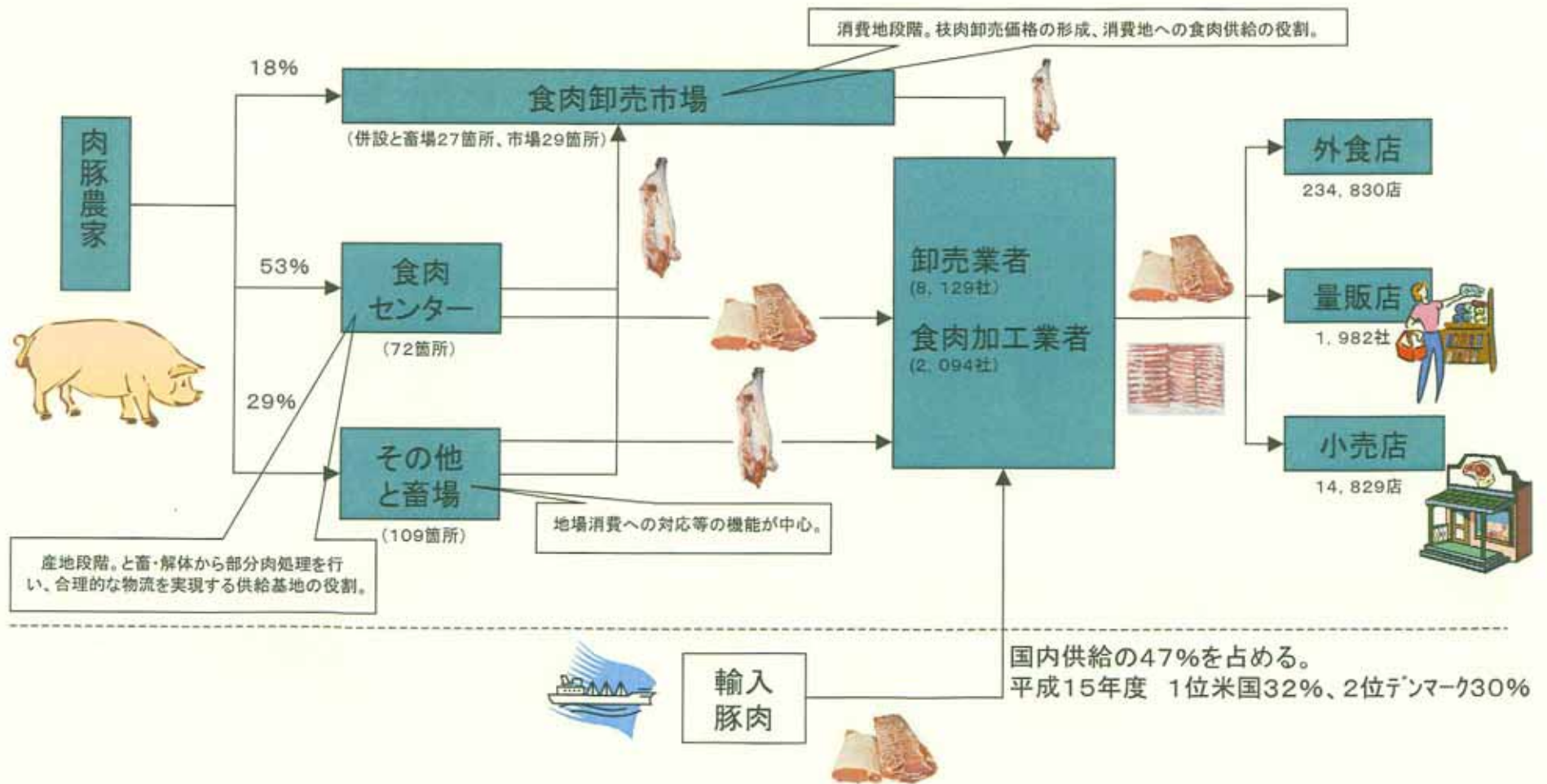
豚肉(ロース)の小売価格の動向



資料:(独)農畜産業振興機構調べ

### (3) 豚肉の流通

・ UR合意に基づく関税率の引下げ等を背景として、豚肉輸入量が増加する中で、国産豚肉を合理的な価格で安定的に供給していくためには、農家段階の生産コストのみならず、豚肉処理・流通の各段階での合理化を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産豚肉の流通体制の整備を推進することが重要。



資料: 日本貿易統計、平成15年畜産物流通統計、16年商業統計、15年食料需給表(速報値)、16年事業所・企業統計(速報値)、15年食品衛生法に基づく食肉製品製造認可工場数

## 2 豚肉に係る国際動向

- ・ メキシコとのFTA交渉においては、メキシコにおける農産物の対日輸出金額の約半分を占める豚肉の取扱いが大きな焦点となったが、豚肉については、差額関税制度の根幹を維持する内容で合意（17年4月発効）。
- ・ マレーシア、フィリピンとは、豚肉については除外または再協議で大筋合意。
- ・ 韓国、タイ、アセアン全体とは、現在も政府間交渉中であり、また、チリについては、EPA/FTA締結の可能性について検討するための産学官による共同研究会を本年1月から開催。

### わが国のEPA・FTAをめぐる状況

#### ◎ 日墨FTAにおける豚肉の合意の概要

- ① 分岐点価格については従来と同額とした上で（393円(枝肉ベース)、524円(部分肉ベース)）、
- ② 分岐点価格を超える従価税適用部分の現行税率を半減（4.3%→2.2%等）したメキシコ専用枠を設定し、
- ③ その枠内数量を現行輸入量相当の3.8万トンから、5年目に8万トン（約2倍）にしていくといった内容で合意に至ったところ。
- ④ なお、これらの枠組みについては、協定発効後5年目に再協議することとなっている。

相手国	事前検討	産学官協同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	H11年11月 (次官級会談)	H12年3月～H12年9月	H13年1月～ H13年10月	H14年1月 (H14年11月発効)
メキシコ	H11年2月～H12年4月 (JETRO・商工省)	H13年9月～H14年7月	H14年11月～ H16年9月	H16年9月 (H17年4月発効)
韓国	H13年3月～H14年1月 (ビジネスフォーラム)	H14年7月～H15年10月	H15年12月～	
タイ	H14年9月～H15年5月 (作業部会)	H15年7月～H15年11月 (タスクフォース)	H16年2月～	
マレーシア	H15年5月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月	H16年1月～ (H17年5月大筋合意)	
フィリピン	H14年10月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月 (合同調整チーム)	H16年2月～ (H16年11月大筋合意)	
アセアン全体	H15年3月～ (政府間委員会)	—	H17年4月～	
インドネシア	H15年9月～H15年12月 (政府間の予備的協力)	H17年1月～H17年4月 (共同検討チーム)	H17年7月～ (予定)	
チリ	H12年5月～H13年6月 (JETRO・外務省)	H17年1月～		
台湾	H14年6月～ (東亜経済人会議の検討会)			

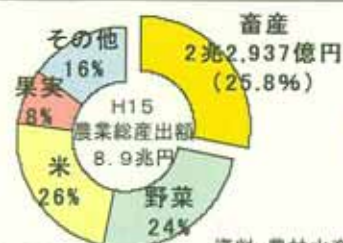
協定締結までのプロセス

## Ⅱ 生産及び経営をめぐる情勢

### 1 経営の動向

#### (1) 生産額

- ・養豚は、農業総産出額の1/4以上を占める畜産のうち、約2割のシェア。
- ・産出額は鹿児島県が最も多く、産出額の上位5つの県で全国の産出額の約5割を占める。



資料：農林水産省「平成15年度農業産出額」

肉用牛	17.3%
生乳	30.2%
豚	18.8% 4,313億円
鶏卵	15.2%
ブドウ	11.3%
その他	7.2%

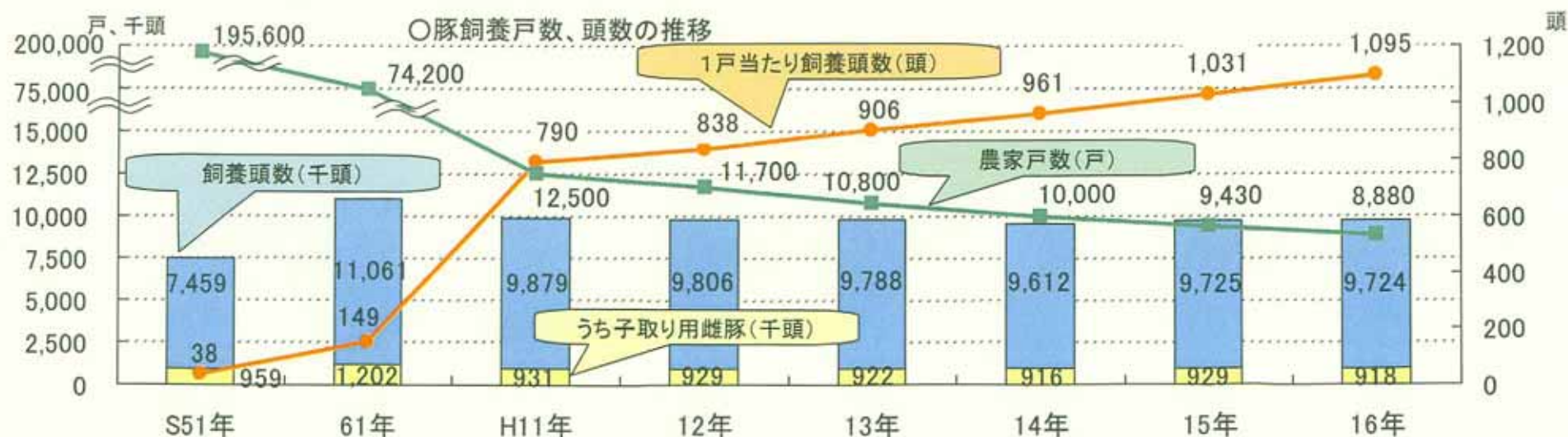
#### ○ 産出額の多い都道府県

都道府県	産出額(億円)	全国に占める割合
鹿児島県	716	16.6%
宮崎県	456	10.6%
茨城県	353	8.2%
千葉県	293	6.8%
群馬県	278	6.4%
計	2,096	48.6%

#### (2) 生産構造

##### ① 飼養戸数、飼養頭数の推移

- ・飼養戸数は、減少傾向で推移。16年は8,880戸と前年比で5.8%減少。
- ・飼養頭数は減少傾向で推移してきたが、9年以降減少率は鈍化。16年は、前年と比べほぼ横ばいで推移。そのうち子取り用雌豚は、16年は前年比1.3%減少。



資料：農林水産省「畜産統計」

注1：昭和51年及び61年の肥育豚の1戸当たり飼養頭数は、肥育豚を飼養する農家1戸当たりの総飼養頭数である。

## ② 地域別飼養動向

- ・ 飼養戸数は、全ての地域で減少。東北、北海道で高い減少率。
- ・ 飼養頭数は、ほぼ横ばいで推移。東海、近畿では高い減少率。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は、全ての地域で増加傾向。特に東北、北海道で高い増加率。



## (3) 養豚経営の収益性

- ・ 養豚経営の収益性は、平成14年はBSE発生により豚肉需要が増加し、肥育豚価格が上昇したことにより大幅に上昇。15年は枝肉価格の低下、飼料価格の上昇により収益性は低下。16年は国内生産量の増加等による枝肉価格の低下や飼料価格の上昇により、大幅に低下。

## ○養豚経営の収益性の推移

(単位:円)

区分 / 年	H 2	H 7	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
肥育豚一頭当たり所得	2,823	5,752	5,060	4,896	4,872	5,588	5,261	8,492	6,252	3,850
一日当たり家族労働報酬	7,358	12,224	11,213	11,093	11,203	13,490	12,800	22,374	16,563	9,193

資料:農林水産省「畜産物生産費調査」

注1:調査期間は前年4月～当年3月(11年までは前年7月から当年6月)

2:7、10年に集計方法を変更。なお、9年については10年調査ベースで集計した数値。

3:5年に対象農家を肥育経営農家から一貫経営農家に変更。

## 2 養豚経営における担い手確保について

- ・担い手は認定農業者を基本とするとともに、産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定要件を満たす営農形態についても担い手として位置づける必要。
- ・養豚経営における認定農業者率は31%であり、まずは更なる認定率の向上が重要。

認定農業者の割合 (%)

畜産	23
酪農	47
肉用牛	15
繁殖	12
肥育	31
稲作	2

養豚経営の認定農業者  
2,761戸(31%)  
(H16.8月現在)

生産者集団

認定  
農業者

- 認定農業者に加え、産地銘柄化等の推進等を実施している生産者集団の構成員等で、認定農業者に準じた一定要件を満たす経営も含め「担い手」として位置づける必要。
- 具体的な要件等については17年度中を目途に検討、具体化

認定率の向上

認定農業者  
以外の経営者

○全養豚農家を対象に認定農業者の認定率向上の取組

(17年4月25日畜産部長通知)

- ・認定農業者等の実態調査
- ・認定率向上に向けた地域計画策定
- ・地域計画に基づく、認定農業者の候補に対する重点的な生産・経営管理技術指導等の実施

養豚経営農家8,880戸  
(畜産統計H16.2月)

### 3 畜舎建築基準の緩和について

- ・畜舎建築コストの低減を図るため、国土交通省と連携して畜舎独自の緩和基準を作成し、平成16年の最終改正まで数回見直しを行い建築基準の緩和を図ってきた。(別紙)
- ・建築基準の現行緩和措置を有効に活用するため、生産者段階への周知徹底を図ることが重要。
- ・生産者向けパンフレットを作成し、各種会議において配布・説明を行い、各地域における生産者への周知徹底を依頼している。

会議等で内容を説明し、各地域段階で生産者に対する周知を積極的に図るよう依頼

生産者向けパンフレットを作成

#### 畜舎や堆肥舎の建築基準が緩和されました



施設や設備の種類や構造については、各県の緩和基準（国土交通省の許可）を参照してください。建築基準法と関係した罰則も併せてご確認ください。

#### パンフレットの配布・説明及び周知徹底の依頼状況

- H17. 05. 10 酪肉基本方針等全国団体説明会
- H17. 05. 11 農政局等畜産課長会議
- H17. 05. 12 全国畜産課長会議
- H17. 05. 13 全国養豚経営者会議
- H17. 05. 17 中央畜産会 施設機械部会
- H17. 05. 26 地域交流牧場全国連絡会代議員会
- H17. 05. 27 全国肉牛事業協同組合総代会
- H17. 05. 23 酪肉基本方針等説明会(中四国ブロック)
- H17. 05. 25 酪肉基本方針等説明会(東北ブロック)
- H17. 05. 26 酪肉基本方針等説明会(北陸・東海・近畿ブロック)
- H17. 05. 30 酪肉基本方針等説明会(北海道ブロック)
- H17. 06. 01 酪肉基本方針等説明会(九州・沖縄ブロック)
- H17. 06. 07 酪肉基本方針等説明会(関東ブロック)


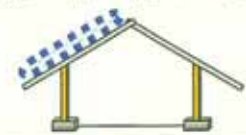


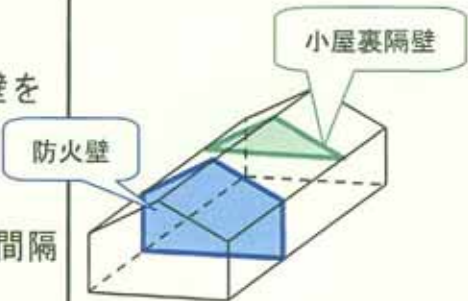
#### その他

- H17. 06 (社)中央畜産会ホームページに掲載

#### ＜今後の計画＞

- ・全国3カ所で生産者を対象にしたブロック説明会を開催する。
- ・今後開催される会議にも積極的にパンフレットを配布し、内容を理解してもらうとともに、地域の関係者への周知を依頼する。
- ・生産者や農協等の畜産関係者及び建築関係者へ現行建築基準に対するアンケート調査を今年度実施し、地域の意見等を集約・検討する。

## 畜舎建築基準の緩和措置の概要

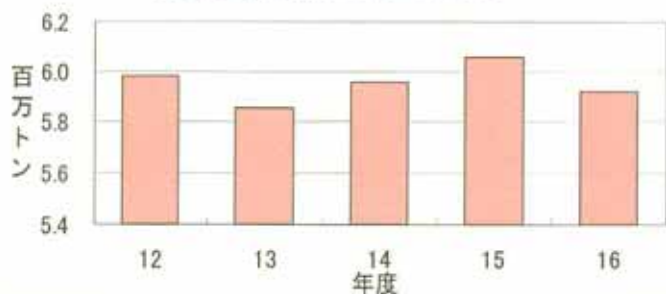
	建築基準法に基づく一般建築物	畜舎等	
積雪荷重の緩和	 <p>100%</p>	(札幌の例) 搾乳施設等 約48% 畜舎 約44% 堆肥舎 約43% 柱や梁の量が約80~70%に軽減	更に一定の条件を満たす堆肥舎 (札幌の例) 堆肥舎 約15% 
風荷重の緩和	 <p>100%</p>	(枕崎の例) 搾乳施設等 約48% 畜舎 約44% 堆肥舎 約43% 柱や梁の量が約90~80%に軽減	
防火壁等の緩和	①防火壁 1,000m <sup>2</sup> ごとに防火壁を設置 ②小屋裏隔壁 小屋裏隔壁を12m以内の間隔で設置	 <p>防火壁</p> <p>小屋裏隔壁</p>	設置不要  設置不要

### Ⅲ 飼料

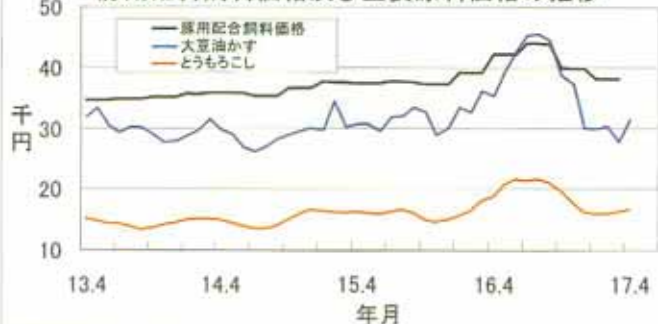
#### 1 飼料の需給

- 平成16年度における配合飼料の全生産量は2,392万トン(概算値)であり、そのうち豚用は592万トンで25%を占めている。
- 配合飼料原料については、そのほとんどが海外からの輸入穀物に依存しており、海外の穀物相場の影響を受ける。主原料であるとうもろこしの輸入価格(CIF)は、本年3月期で対前年同月比10.3%の下落、一方、豚用配合飼料価格(工場建値)は39,169円/t(H16年3月)から37,972円/t(H17年3月)と3.1%下落。
- 一定の輸入数量に限って関税が無税となる関税割当制度における単体飼料用丸粒とうもろこしの利用量は約22万トンであり、そのうち豚の利用は全体の63%を占めている。
- 配合飼料価格の急激な変動が養豚経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度が措置されており、平成16年度の第1及び第2四半期には、配合飼料価格の高騰等を反映して、8年ぶりに異常補てんが発動されたところ。以降、配合飼料価格の下落等により、平成17年度第2四半期まで補てんは発動されていない。

豚用配合飼料生産量の推移

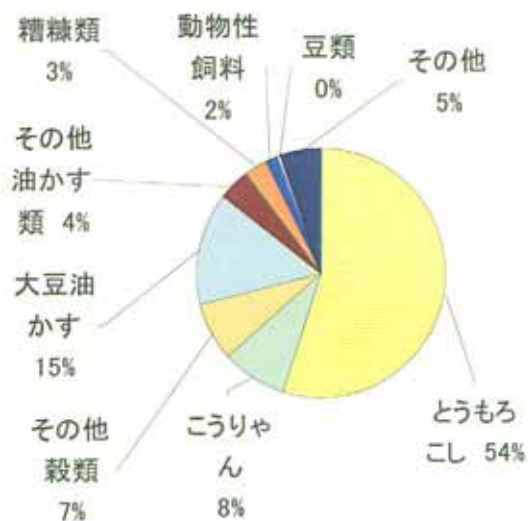


豚用配合飼料価格及び主要原料価格の推移



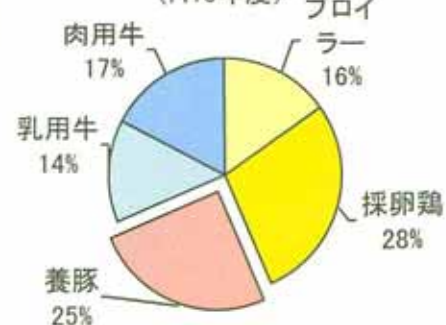
資料:農林水産省「飼料月報」

豚用配合飼料の原料使用割合 (H16年度)



資料:農林水産省「飼料月報」

配合飼料の家畜別生産割合 (H16年度)



資料:農林水産省「飼料月報」

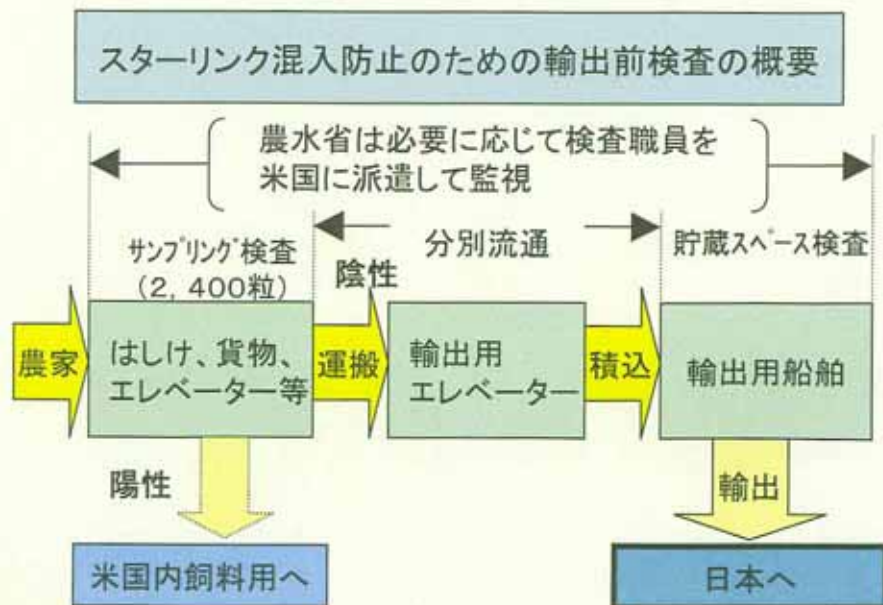
関税割当丸粒とうもろこしの畜種別利用割合 (H16年度)



資料:農林水産省畜産部調べ

## 2 遺伝子組換え飼料

- 日本では安全性未確認の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」の混入防止のため、米国での飼料用とうもろこしの輸出前検査を行うことで日米合意(平成12年12月。なお、平成13年以降、スターリンクの作付は行われていない。)
- 遺伝子組換え飼料の安全性確認は、ガイドラインに基づき実施してきたが、安全性の確保を一層確実にするため、安全性審査を法的に義務化(「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正(平成15年4月1日施行))。なお、飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないこと等から、我が国で安全性未確認であるものの我が国と同等以上の審査制度を有すると認められる外国政府で安全性が確認された遺伝子組換え飼料が混入した場合の一定の許容基準(1%以下)を設定。
- 日本で安全性未確認であり、米国等においても安全性評価が行われていない遺伝子組換えとうもろこし「Bt10」の混入が独立行政法人肥飼料検査所による米国産飼料用とうもろこしの輸入時の検査で判明したことから、米国に対して混入防止措置を要請するとともに、国内流通を防止するため、米国産飼料用とうもろこしを輸入する全ての船について検査を実施(平成17年6月3日開始)。また、飼料及び食品としての安全性評価等について農業資材審議会(平成17年6月13日)及び食品安全委員会(同年6月28日)に諮問。



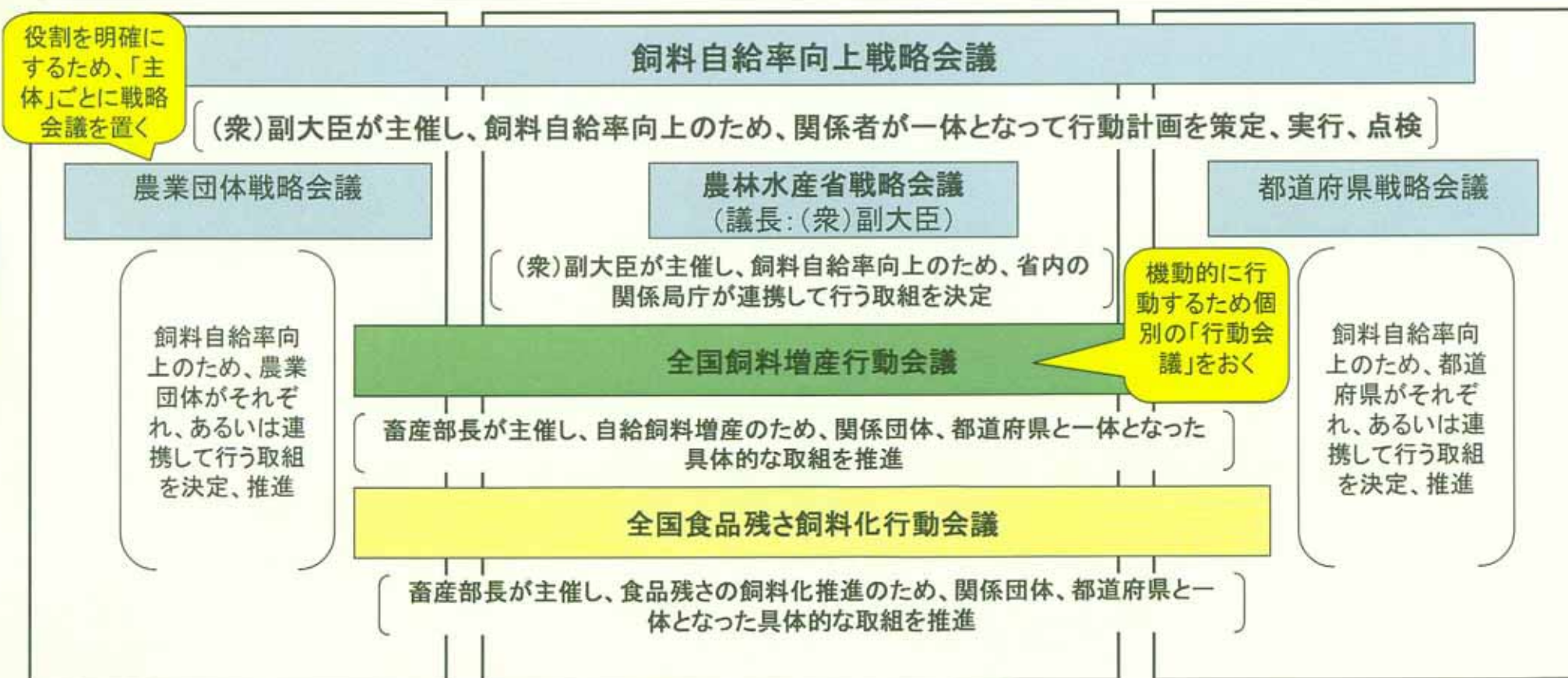
### ○安全性を確認した遺伝子組換え飼料

なたね	15 品種	
とうもろこし	11 品種	
大豆	4 品種	
わた	6 品種	
てんさい	2 品種	計 38 品種

○安全性を確認した遺伝子組換え飼料添加物  
4 品目

### 3 「飼料自給率向上プロジェクト」について

- ・ 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、平成17年5月12日に（衆）農林水産副大臣が主催する「飼料自給率向上戦略会議」を開催し、「飼料自給率向上に向けた行動計画」を策定。
- ・ 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を開催。
- ・ 「全国飼料増産行動会議」を5月13日に、「全国食品残さ飼料化行動会議」を6月16日に開催し、それぞれの行動計画を策定。



## 4 食品廃棄物の飼料化の推進

- 飼料自給率の向上、飼料費の低減を図るため「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(いわゆる食品リサイクル法(平成13年5月施行))に則し、食品残さの飼料化を推進することが必要。
- 食品残さの飼料化を推進するためには、安全性の確保、品質・供給の安定性の確保等の課題があり、これらに対応した取組を推進することが必要。

食品廃棄物の飼料化の状況(H15年度)

	食品廃棄物等の年間発生量(万t)	再利用率(%)	飼料化
			(%)
食品製造業	487	78	30
食品卸売・小売業	336	35	9
外食産業	312	19	5
計	1135	49	17

(農林水産省統計部:「平成16年食品循環資源の再生利用等実態調査結果」)

食品製造業からの副産物のうち、米ぬか、ビートパルプ等、大量に安定供給されるものについては飼料利用が進んでいる

食品廃棄物等の再利用率は、増加(H13年度は36%)の傾向を示しているものの、未だその過半が、焼却・埋却されている

### 課題

- ・ 食品残さの飼料化を全国的な取組に展開
- ・ 安全性、品質の安定性を確保
- ・ 食品残さの需給の安定性の確保
- ・ 食品残さの飼料化技術の普及

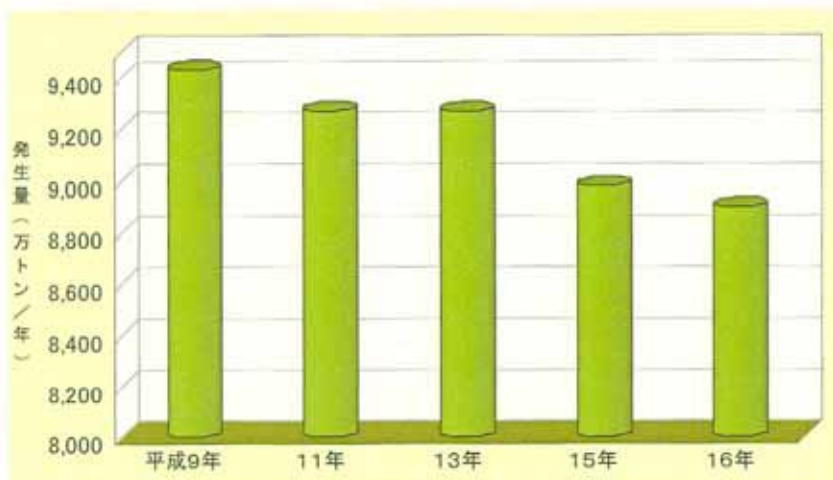
### 対応方向

- ・ 「飼料自給率向上戦略会議」等を設置して、食品産業、農業団体、消費者等が参画した全国的な取組を展開。
- ・ 「戦略会議」等を通じて、食品産業等の理解を求め、食品残さの分別・保存等を徹底。
- ・ 食品残さの供給サイド、利用サイド双方の情報のマッチングを図る。
- ・ 食品残さの飼料化の優良事例情報や飼料化マニュアルの普及。  
・ モデル的な取組となる飼料化施設整備を推進。

## IV 養豚経営における環境問題

- ・平成16年の家畜排せつ物発生量は8,900万トンと推計され、このうち約4分の1が養豚からの発生とみられる。
- ・16年12月1日時点で、家畜排せつ物法の管理基準適用農家約62,900戸のうち99.4%が管理基準に対応済み。

### 1 家畜排せつ物発生量の推移



### 2 家畜排せつ物の処理・利用の現状

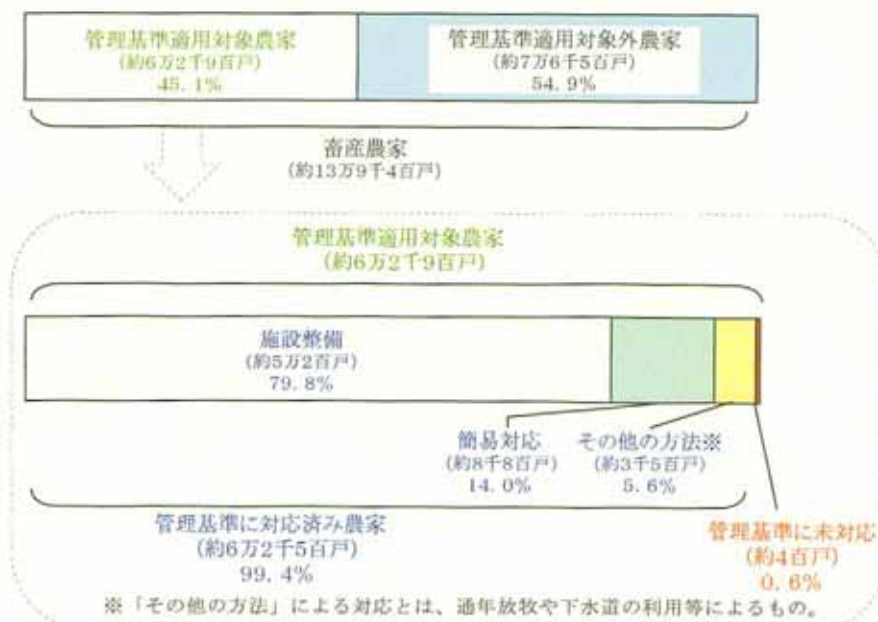


### 3 畜種別に見た家畜排せつ物発生量 (単位: 万トン)

畜種	発生量
乳用牛	2,789
肉用牛	2,577
豚	2,251
採卵鶏	782
ブロイラー	498
合計	約8,900

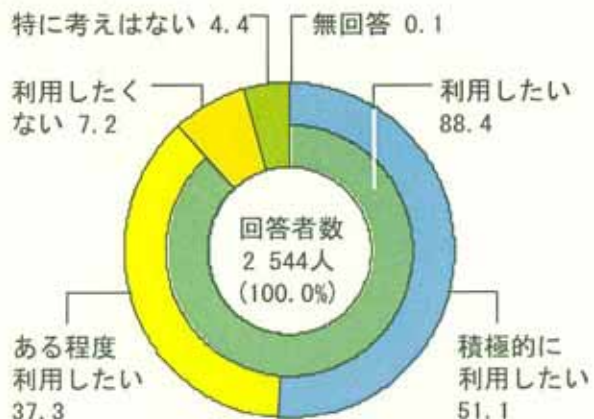
注: 畜産統計 (16年2月) から推計。

### 4 法施行状況調査 (16年12月1日時点) 結果の概要

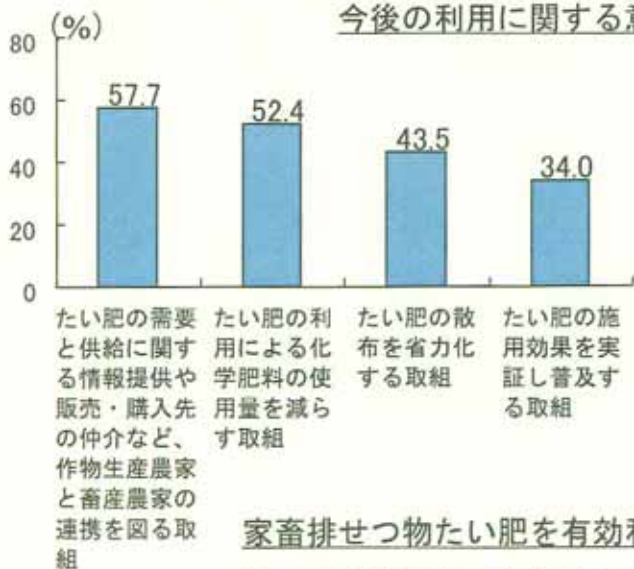


- ・家畜排せつ物の利活用促進がこれまで以上に重要となる中、農業者の9割は家畜排せつ物たい肥を「利用したい」と回答。
- ・今後、自治体やJA等を中心とした耕畜連携等による利活用の一層の推進が必要。
- ・バイオマスの環づくり交付金等の従来からの施策に加え、17年度から、農業者団体等が行うたい肥利活用のためのモデル的な取り組みについて支援。

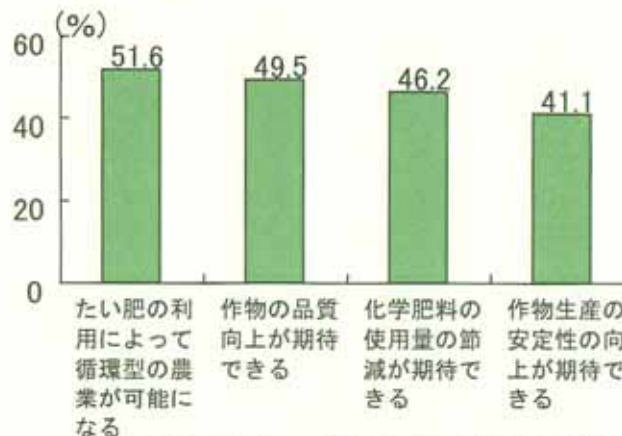
5 家畜排せつ物たい肥の利用に関する意識・意向調査結果（17年1月農林水産省調査）



家畜排せつ物たい肥の  
今後の利用に関する意向



家畜排せつ物たい肥を有効利用するための地域の取組とは（複数回答）



利用したい理由とは（複数回答）



今後利用が進む家畜排せつ物たい肥とは（複数回答）

## V 家畜衛生をめぐる情勢

### 1 豚の伝染性疾病の発生状況

#### (1) 最近の豚の伝染性疾病の発生状況

(単位：頭数)

伝染性疾病の種類		10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
法定伝染病	口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性脳炎	7	6	6	4	6	1	3	0
	炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0
届出伝染病	レプトスピラ症	0	0	5	16	19	0	9	0
	サルモネラ症	18	187	1,077	2,647	652	218	403	88
	トキソプラズマ病	1	1	16	36	38	32	46	6
	オーエスキー病	520	74	320	487	65	16	13	2
	伝染性胃腸炎	1,120	11,202	387	0	108	298	0	0
	豚繁殖・呼吸障害症候群	188	283	656	34	1,501	63	70	4
	豚流行性下痢	2,693	812	0	2,218	0	0	0	0
	萎縮性鼻炎	113	435	224	45	18	72	2	0
	豚丹毒	1,623	2,000	1,927	1,778	1,598	1,754	1,555	478
豚赤痢	319	542	1,564	459	133	31	306	48	

※：家畜伝染病予防法の届出による

17年は3月までの累計

(2) 豚の慢性疾病の発生状況

(単位:頭数)

慢性疾病の種類	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
<b>&lt;ウイルス病&gt;</b>							
サーコウイルス感染症		1,019	4,357	82	118	7	356
<b>&lt;細菌・真菌病&gt;</b>							
大腸菌症	2,140	2,315	7,087	2,843	2,337	8,925	2,524
アクチノバチラス症	1,571	1,333	711	1,419	1,275	428	3,320
レンサ球菌症	505	347	363	417	275	194	257
サルモネラ症	1	14	17	280	183		37
クロストリジウム症	348	71	498	34	224	273	390
パストツレラ症	264	281	280	697	87	232	74
滲出性表皮炎	533	272	690	326	458	133	245
アルカノバクテリウム・ピオゲネス症	78	64	6	19	22	11	33
増殖性腸炎		12	54	137	147	106	463
豚マイコプラズマ肺炎		1	20		2	27	11
その他の細菌・真菌症	286	10	556	209	14	315	206
<b>&lt;原虫・寄生虫病&gt;</b>							
コクシジウム症	30	17	15	4	394	34	10
大腸バランチジウム症	81	58	15	3		2	100
その他の原虫病	2	6	1	100	2		
寄生虫病	382	237	126	237	145	250	215
<b>&lt;混合感染症&gt;</b>							
サーコウイルスの混合感染	51	31	25	38	16	1	140
パストツレラの混合感染	40	177	74			138	100
レンサ球菌の混合感染	1	5				15	58
大腸菌の混合感染	141		107	385	388		42
その他の混合感染症	57		59	3	219	122	2

出典:家畜衛生週報(16年は12月までの累計)

注1:届出伝染病以外の疾病。空欄は発生報告無し。

2:家畜衛生対策事業の報告を基に集計したものであり、必ずしも全国の状況を反映したものではない。

## 2 豚コレラ撲滅対策

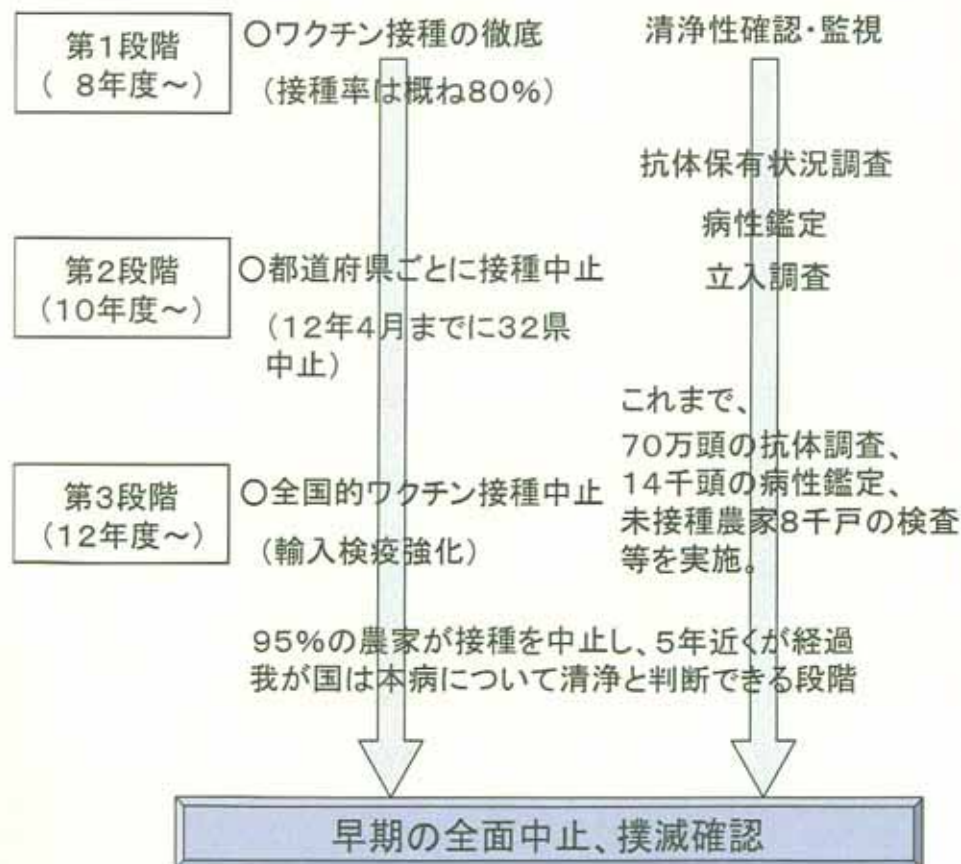
・豚コレラは、平成5年以降発生がなく、養豚先進国(米国、EU等)と同様、ワクチンを用いない防疫体制の確立による清浄化の達成を目指し、平成8年度から対策を開始。

【ワクチン接種中止のメリット】・接種経費削減、輸入検疫強化による国内の清浄性維持(接種国、地域から豚肉等の輸入制限)

・平成12年10月からワクチン接種を全国的に原則中止(接種継続を求める強い要望があったため、当面、都道府県知事の許可の下で限定的なワクチン接種可能)。併せて、ワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入を制限。

・最終発生から10年以上が経過し、全国的ワクチン接種中止(95%の農家が中止)から5年近くが経過したが、異常は認められず、我が国は豚コレラについて清浄であると判断できる段階。

### 【豚コレラ撲滅対策のしくみと進捗状況】



### 【これまでの取組み】

#### ◎防疫対策要領の策定・見直し

平成8年に策定後、随時見直し。12年10月には、ワクチンの原則中止を踏まえ、全部改正。

#### ◎家畜防疫互助事業の創設・見直し

発生時の損害を互助補償する豚コレラ互助事業を創設。15年度、見直し。(積立金の軽減・交付額の拡充)

#### ◎ワクチン備蓄

緊急ワクチン(100万頭分)、注射器等の資材備蓄。

#### ◎家畜疾病経営維持資金への追加

平成16年の鹿児島県での事例を踏まえ、「豚コレラ」を追加。

### 【全面中止への本年の取組み】

3月:家畜衛生部会(食料・農業・農村政策審議会)において、本病に関する特定家畜伝染病防疫指針を策定することについて了承。ワクチンの全面中止を視野に関係者と意見交換を行いつつ、専門家で検討。

6月:学識経験者、都道府県、養豚団体等による全国検討委員会を開催。

学識経験者:我が国の清浄性は極めて高い、一部で接種継続という状況は防疫上好ましくない等の意見。

都道府県:全面中止に向けて国がリーダーシップを発揮すべき等の意見。

生産者団体:飼養密集地域での発生による被害の拡大等を懸念する意見がある一方、早期に全面中止し、生産者が一致団結して他の疾病対策も進めるべきである等の意見。

### 3 オーエスキー病の防疫対策について

- ・ オーエスキー病の防疫対策については、「オーエスキー病防疫対策要領」(平成3年)に基づき定期的な抗体検査の実施、野外ウイルス抗体陰性豚の出荷、導入の推進により発生予防と清浄性維持を図るとともに、臨床症状を呈している豚及び野外ウイルス抗体陽性豚が確認された場合は、早期淘汰の実施により清浄化を推進。また、本病の発生及び浸潤状況は地域により差異があることから、地域別に対策を推進。
- ・ オーエスキー病ワクチンについては、本病が発生又は浸潤している場合にのみ応用。また、ワクチンの応用により清浄化を図るためには、陽性豚をワクチン抗体陽性豚と識別して摘発・淘汰する必要があることから、ワクチン抗体と野外ウイルス抗体とを識別することができるものを使用。

#### 【防疫対策】

清浄地域 発生、抗体陽性過去1年なし	準清浄地域 発生、抗体陽性摘発後1年以内	清浄化推進地域 発生、抗体陽性摘発1年以上	オーエスキー病防疫対策の実施状況 (平成16年度)	
清浄種豚の流通促進				〔家畜伝染病予防事業〕 抗体検査 153,524頭
農場とう汰促進				
ワクチン接種促進				〔家畜生産農場清浄化推進事業〕 種豚抗体検査 46,461頭 ワクチン接種 8,070,578頭
発生農場全頭		全農場、全頭		

#### <地域区分別の市町村数の推移>

	清浄地域	準清浄地域	清浄化推進地域
平成9年	右記以外の 市町村	69	334
平成14年		79	332
平成15年		79	338
平成16年		78	328

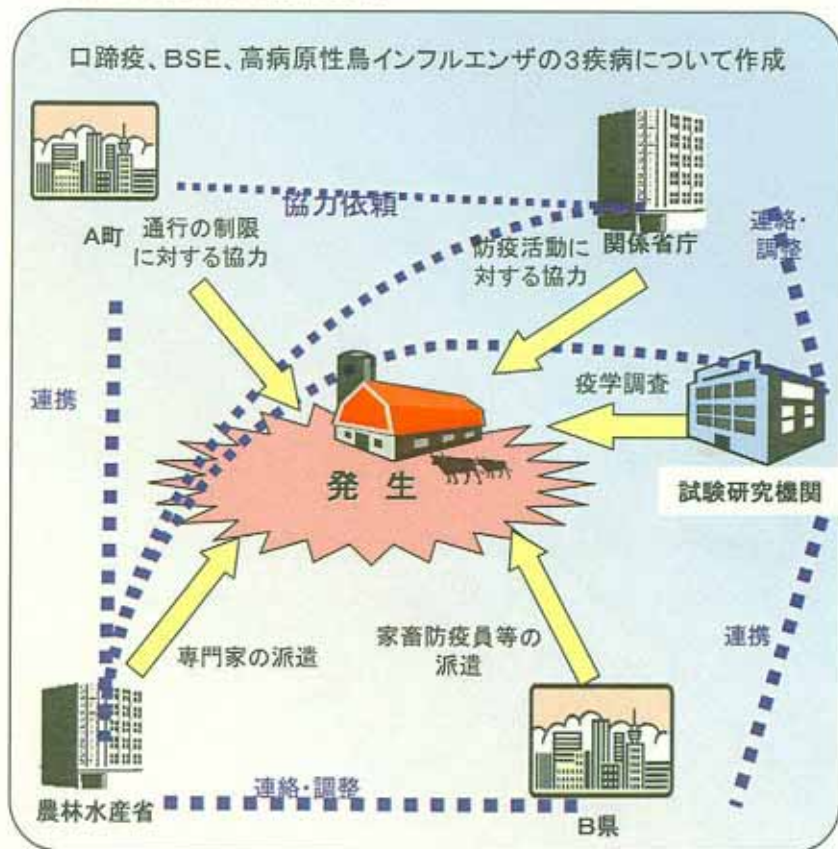
#### <オーエスキー病の抗体陽性率(戸数)の推移 (%)>

	平成4年	平成9年	平成15年
全国	5.0	5.1	5.7
東北	1.9	3.5	1.9
関東	21.4	19.1	23.7
九州	2.6	3.4	2.3

#### 4 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定

- 平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘された。このため、平成15年に家畜伝染病予防法が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を作成することとした。
- 食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。このため、家畜の伝染性疾患の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。

##### ○ 特定家畜伝染病防疫指針



##### ○ 飼養衛生管理基準

